

○金融庁
財務省 告示第一号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件（平成十九年 金融庁 告示第三号

）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成三十年四月一日）から適用する。

平成二十九年十二月二十七日

金融庁長官 森 信親

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十八条の七第一号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、金融商品取引法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により行う業務のうち、次に掲げるもの以外のもとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法第三十五条第一項第九号に掲げる行為（次に掲げる業務に係るものに限る。）を行う業務</p> <p>イ 金融商品取引業（法第二条第十一項に規定する登録金融機関が行う法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務を含む。）のうち、有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。ロにおいて同じ。）以外の業務</p> <p>「ロ・ハ 略」</p> <p>三 「略」</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 金融商品取引業（法第二条第十一項に規定する登録金融機関が行う法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を含む。）のうち、有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。ロにおいて同じ。）以外の業務</p> <p>「ロ・ハ 同上」</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	